

高森町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長野県高森町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (17年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	23.3人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(高森処理区)		
処 理 場 数	1処理場(高森浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年度に公共下水道と農業集落排水の統廃合を検討し、将来的に農業集落排水6地区を公共下水道に接続予定。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定(従量使用料制)しています。 ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用等と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,640 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,000 円
	平成26年度	3,744 円		平成26年度	4,102 円
	平成27年度	3,744 円		平成27年度	4,122 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(損益勘定所属職員)
事業運営組織	環境水道課下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・高森浄化センター、マンホールポンプ場:平成28年度より、運転管理業務を包括管理委託にて委託しています。 ・管渠施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・高森浄化センターで発生する下水汚泥は浄化センター内で脱水処理した後、汚泥処理業者により場外搬出し、セメント原料や路盤材、土壌改良剤として使用されています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

経営比較分析表

長野県 高森町

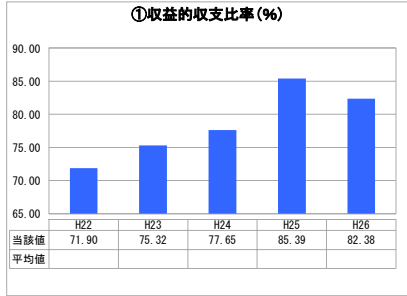
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	53.65	91.27	3,744

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,467	45.36	296.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,223	3.07	2,352.77

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成26年度全国平均

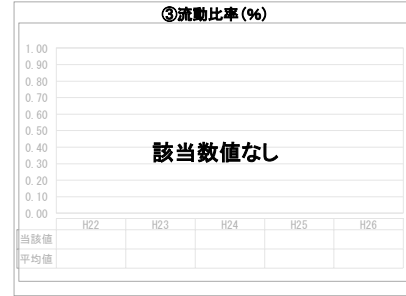
1. 経営の健全性・効率性



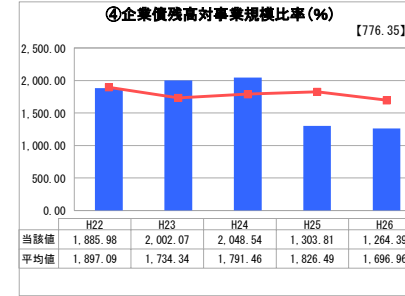
「単年度の収支」



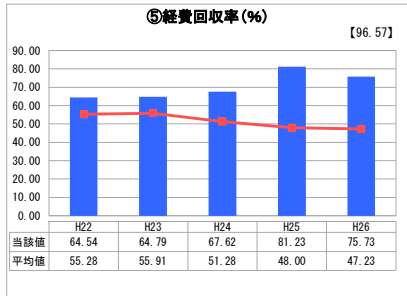
「累積欠損」



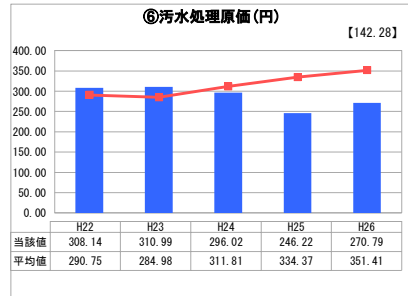
「支払能力」



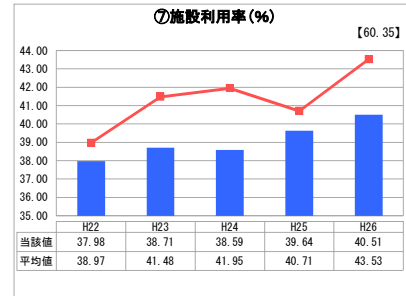
「債務残高」



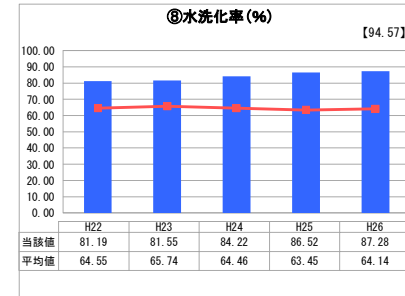
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

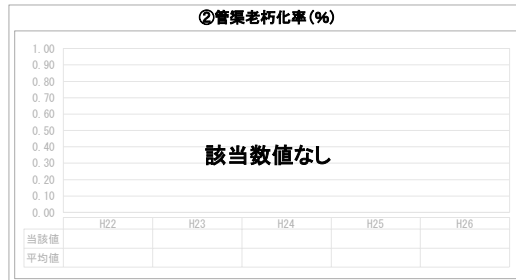


「使用料対象の捕捉」

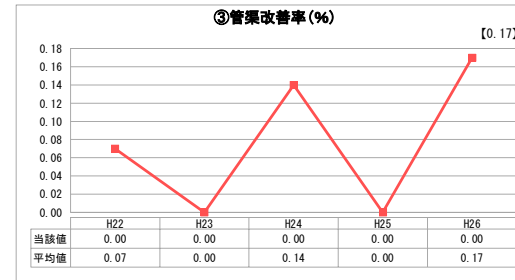
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性を計る指標のうち、企業債残高対事業規模比率、経費回収率はいずれも類似団体平均に比べ良好ではあるが、収益的収支比率・経費回収率は100%を下回り、費用を賄うに必要な収益を得られていない。数値の詳細を見ると、収益的収支は黒字を示し現状で維持管理費用は使用料収入等で賄えている。しかし、公費負担分を除く資本費を賄えるまでには至っていない。これは、処理施設や管路の初期投資が非常に大きく、水洗化し十分な使用料収取までの時間差が大きいという、下水道事業の特質によるものが大きい。

また、処理可能な汚水量に対し実際に処理している汚水量の割合を示す施設利用率をみると、H26で40.51%と大きく余力に余裕がある。これは、水洗化率が示すように、徐々に増えてはいるものの下水道に接続された戸数がまだ計画を下回っていること、特に大きな汚水量を見込む事業場の接続がされていないことによるものと考えられる。

上記の対応として、総合管理委託による運転管理を通じて汚水処理原価の一層の抑制を目指すと共に、現在検討している農業集落排水統合計画を執行し、施設集約による処理原価の低減・施設の有効活用を図っていく。また、水洗化工事補助制度などにより引き続き水洗化を進めるとともに、料金についても、今後策定を予定する経営戦略による収支計画に則り、適切な時期に改訂を行う。

2. 老朽化の状況について

供用開始より13年が経過しているが、管路の耐用年数からしてまだ施設更新には着手していない。処理施設については、維持管理の中でコストと修繕による機能維持とのバランスを図ってきた。今後はストックマネジメントを通じ各資産の老朽化・重要度を把握し、年次的な更新計画と収支計画の整合により、適正な処理を保ちつつ安定した経営を目指していく。

全体総括

平成12年8月に供用を開始して以来15年余が経過し資産の更新期が近づくと共に、人口減少や土地利用等社会情勢も変化している。下水道事業は、日々の汚水処理を通じ公共水域の水質を保全し住民の生活環境を守るために欠くことのできない重要なサービスを担っており、将来にわたり安定的にサービスの提供が継続されなければならない。これらに対処するため、資産の集約・規模の縮小も含めた事業の見直しを進める。まずは現在計画を作成している農業集落排水事業の統合を進めていく。また、「高森町公共下水道事業経営戦略」の策定を行い、将来にわたる収入と支出の試算と均衡を保ちつつ計画的な資本投資をすすめ、安定したサービスの継続に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

【経営の基本方針(公共下水道事業)】

施策(1) 経営の安定

- ①町の財政状況は逼迫しており、下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組むこととし、経費の節減を図るとともに、下水道使用料の適正化を図ります。
- ②経営基盤の強化を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業の会計方式を平成32年度から公営企業会計に移行する予定です。

施策(2) 運転管理の一元化

平成28年度から下水道施設の運転管理委託を長野県下水道公社に一元化し、効率的な運転管理を目指します。

施策(3) 高森浄化センターの耐震化

高森浄化センターの耐震化を行い、大規模地震発生時にも安全に下水道を使用できるよう努めます。また、災害復旧費の抑制を図ります。

施策(4) 施設利用率の向上

新たに工業団地等の将来開発予定地を下水道事業計画区域に位置づけました。また、農業集落排水事業を編入することで、処理能力に余裕のある公共下水道施設の施設利用率の向上を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法を示す

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

公共下水道事業の投資として、主に整備事業、改築事業、地震対策事業を計上し、10年間で約39億円の投資を見込んでいます。

1) 整備事業

- ・事業計画区域の拡大に伴う整備事業費を見込んでいます。
- ・農業集落排水処理区との接続管布設のための事業費及び、編入に伴う汚泥処理量増加に対応するため、汚泥脱水機の増設費用を計上しています。

2) 改築事業

- ・平成6年度の事業着手から現在まで23年が経過していますが、10年後においても管渠の標準的耐用年数(50年)は満たさないため、管渠の計画的な改築事業費は見込んでいません。
- ・初期に設置したマンホールポンプや高森浄化センターの機械・電気設備は、本計画期間内に老朽化に伴い停止する可能性があるため、マンホールポンプ及び高森浄化センターの改築事業費を見込んでいます。

3) 地震対策事業

- ・平成27年度に策定された耐震実施計画において、高森浄化センターの耐震補強工事を予定しているため、当該事業費を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

公共下水道事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債、受益者負担金等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当しています。

1) 建設改良費の財源

- ・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。
- ・受益者負担金は新規接続者から徴収し、下水道事業の建設財源に活用します。

2) 下水道使用料、一般会計繰入金

- ・本経営戦略における下水道使用料は、現行の料金制度を継続するものとします。農業集落排水事業の編入により下水道使用料収入は増収が見込まれます。
- ・一般会計繰入金は、下水道使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全て国の繰出基準で認められている分で充当しています。
- ・しかし、一般会計繰入金は年あたり2.5億円から3億円必要となっており、人口減少や住民の公平性を考慮すると、今後はより一層の一般会計繰入金抑制に向けた改善策が必要です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管渠・処理場の維持管理費（動力費、委託費等）や職員人件費等を計上しています。

1)維持管理費:管渠費

・管渠、マンホールポンプの維持管理費として委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の増加、マンホールポンプの管理基数の増加を考慮して年間約7～16百万円を計上しています。

2)維持管理費:処理場費

・高森浄化センターの維持管理費として、委託費等を計上しており、将来的な農業集落排水事業の接続に伴い、処理水量の増加が想定されることから、処理水量の増加に伴い処理場維持管理費は増加することが考えられます。水量の増加に伴い、平成29年度の約4千万円から、平成39年度には約8千万円程度まで増加すると予測しています。

3)その他維持管理費

・その他の維持管理費として、職員給与費や一般管理費を計上しており、職員給与費は現状の1人体制を存続するものとして計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化(農業集落排水事業との統廃合)については、現在調整段階にあり、平成31年度から平成39年度にかけて農業集落排水6地区を下水道接続する予定です。 広域化・共同化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■連携協約や協議会制度を活用した事務の共同処理等 ■事務の委託・代替執行の制度を活用した事務の効率化
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメントによる計画的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■改築事業を含めたPPP/PFIの導入(広域化・共同化と併せて)
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討していきます。 1)料金体系の見直しによる一般会計繰入金金の抑制 (適正水準の確保、認定水量の見直し)
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、現時点では採算性が低いため予定していませんが、同規模都市等での実施事例等を踏まえ、採算性のある資産活用方法を継続的に調査していきます。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定をしておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■包括的民間委託の適用拡大・一体化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	高森浄化センター、マンホールポンプの動力費は、平成28年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
薬品費に関する事項	高森浄化センターで使用している薬品費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
修繕費に関する事項	高森浄化センターの修繕費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管渠の計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>①経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、次項に示す経営戦略の見直しに反映させます。 <p>②経営戦略の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度より地方公営企業法を公共下水道事業に適用し、公営企業会計方式にて経理処理していく予定のため、公営企業会計方式による平成32年度及び平成33年度決算確定後の平成34年度に経営戦略の見直しを実施します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
		(決算)	(決算見込)													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	322,315	302,723	312,227	322,001	327,498	314,350	328,415	333,422	344,667	365,608	367,465	365,901	375,817		
	(1) 営 業 収 益 (B)	128,929	122,533	114,719	115,123	129,122	140,083	157,154	157,639	171,599	193,035	197,868	198,434	203,833		
	ア 料 金 収 入	128,646	122,396	114,319	114,723	128,722	139,683	156,754	157,239	171,199	192,635	197,468	198,034	203,466		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	283	137	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400		
	(2) 営 業 外 収 益	193,386	180,190	197,508	206,878	198,376	174,267	171,261	175,783	173,068	172,573	169,597	167,467	171,951		
	ア 他 会 計 繰 入 金	193,386	179,827	187,508	186,878	178,376	174,267	171,261	175,783	173,068	172,573	169,597	167,467	171,951		
	イ そ の 他		363	10,000	20,000	20,000										
	2 総 費 用 (D)	154,108	166,661	157,314	163,756	165,949	147,630	153,076	148,639	151,863	160,565	161,512	160,468	164,326		
	(1) 営 業 費 用	76,830	93,611	88,320	98,478	104,245	89,412	97,851	98,041	105,302	115,657	117,842	118,063	122,245		
	ア 職 員 給 与 費	12,957	13,168	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		
	イ そ の 他	63,873	80,443	75,320	85,478	91,245	76,412	84,851	85,041	92,302	102,657	104,842	105,063	109,245		
(2) 営 業 外 費 用	77,278	73,050	68,994	65,278	61,704	58,218	55,225	50,598	46,561	44,908	43,670	42,405	42,081			
ア 支 払 利 息	77,278	73,050	68,994	65,278	61,704	58,218	55,225	50,598	46,561	44,908	43,670	42,405	42,081			
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	168,207	136,062	154,912	158,246	161,549	166,721	175,339	184,783	192,805	205,043	205,952	205,433	211,491			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	91,713	120,458	170,789	153,915	160,495	250,273	95,716	171,362	711,299	734,394	775,765	818,391	654,778		
	(1) 地 方 債	7,700	15,200	54,900	67,900	85,900	167,500	18,500	92,800	346,400	401,100	395,100	476,200	327,800		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	64,567	79,960	67,389	68,315	69,595	70,973	72,216	73,562	74,899	76,294	77,865	73,691	68,678		
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	8,660	20,100	43,500	12,700	0	6,800	0	0	285,000	252,000	297,800	263,500	253,300		
	(6) 工 事 負 担 金	9,884	5,198	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
	(7) そ の 他	902					0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	242,370	274,229	325,701	312,161	322,044	416,994	271,055	356,145	904,104	939,437	981,717	1,023,824	866,269		
	(1) 建 設 改 良 費	24,192	54,686	103,790	85,665	90,971	179,450	23,570	97,867	636,430	658,124	698,068	744,806	586,179		
	ウ ち 職 員 給 与 費	0	526	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	218,178	219,543	221,911	226,496	231,073	237,544	247,485	258,278	267,674	281,313	283,649	279,018	280,090			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 150,657	△ 153,771	△ 154,912	△ 158,246	△ 161,549	△ 166,721	△ 175,339	△ 184,783	△ 192,805	△ 205,043	△ 205,952	△ 205,433	△ 211,491			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	17,550	△ 17,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	442	0											
前年度からの繰越金 (L)	15,124	17,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	32,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	32,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86.6	78.4	82.3	82.5	82.5	81.6	82.0	81.9	82.2	82.7	82.5	83.3	84.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	10,000	30,000	50,000	48,793	45,160	39,077	32,934	26,729	20,461	14,131	7,738
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	128,929	122,533	114,719	115,123	129,122	140,083	157,154	157,639	171,599	193,035	197,868	198,434	203,866
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	8.7	26.1	38.7	34.8	28.7	24.8	19.2	13.8	10.3	7.1	3.8
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	128,929	122,533	114,719	115,123	129,122	140,083	157,154	157,639	171,599	193,035	197,868	198,434	203,866
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	3,773,368	3,569,026	3,412,015	3,273,419	3,148,246	3,078,202	2,849,217	2,683,739	2,762,466	2,882,253	2,993,703	3,190,886	3,285,627

○他会計繰入金

(単位:千円)単位:千円)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分													
収益的収支分	193,386	179,827	187,508	186,878	178,376	174,267	171,261	175,783	173,068	172,573	169,597	167,497	171,951
うち基準内繰入金	193,386	179,827	187,508	186,878	178,376	174,267	171,261	175,783	173,068	172,573	169,597	167,497	171,951
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	64,567	79,960	67,389	68,315	69,595	70,973	72,216	73,562	74,899	76,294	77,865	73,691	68,678
うち基準内繰入金	64,567	65,772	66,999	68,250	69,524	70,823	72,146	73,495	74,869	76,270	77,697	73,585	68,599
うち基準外繰入金	0	14,188	390	65	71	150	70	67	30	24	168	106	79
合 計	257,953	259,787	254,897	255,193	247,971	245,240	243,477	249,345	247,967	248,867	247,462	241,158	240,629